

## 技能労務職員の給与等の見直しに向けた目黒区の実施方針

平成19年7月に総務省から「地方公共団体における技能労務職員等の給与等の総合的な点検の実施」について助言があり、点検結果を公表することとされました。そこで、つぎのとおり、目黒区における現状と給与・定数等の取組方針を公表します。

### 1 給与等の現状

#### (1) 職種ごとの人数・平均給与・平均年齢等のデータ

区分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
目黒区	49.2歳	233人	306,946円	413,190円	378,701円
うち用務	52.3歳	69人	309,219円	385,126円	376,872円
うち清掃職員	45.8歳	89人	303,697円	442,258円	380,086円
うち調理	48.8歳	39人	292,349円	372,353円	355,631円
東京都	47.9歳	1,574人	300,336円	402,439円	367,462円
国	50.1歳	3,119人	287,992円		326,611円
特別区平均	49.6歳	349人	304,510円	409,723円	375,992円

※ 職員数は平成26年4月1日現在

※ 「平均給料月額」は、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

※ 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる諸手当（扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当など）の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

※ 「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

#### (2) (1) に対応する民間従業員のデータ

民 間			参 考
対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
用務員	54.3歳	199,300円	1.93
廃棄物処理業従業員	44.7歳	288,100円	1.54
調理士	40.8歳	294,700円	1.26

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C/D
目黒区			
うち用務	6,083,464 円	2,747,000 円	2.21
うち清掃職員	6,789,545 円	3,939,100 円	1.72
うち調理	5,875,939 円	3,931,800 円	1.49

※民間データは、厚生労働省が公表している「賃金構造基本統計調査（賃金センサス）」において公表されているデータを使用しています（平成23～25年の3ヵ年平均）。なお、区職員は常勤職員のデータで、民間には非常勤職員等のデータが含まれます。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※「平均給与月額」は、賃金センサスにおける「きまって支給する現金給与額」、年収ベースは「きまって支給する現金給与額」を12倍したものに、年間賞与の額を加えた試算値です。

※民間の用務員及び廃棄物処理場従業員は全国平均を、調理士は東京都の平均を掲載しています。

### （3） 職種ごとの年齢別の人数・平均給与等のデータ

	用務		清掃		調理	
	職員数	平均給与月額	職員数	平均給与月額	職員数	平均給与月額
56歳～	21人	391,757円	4人	526,655円	7人	405,880円
51歳～	26人	383,530円	17人	475,909円	11人	383,204円
46歳～	9人	339,334円	22人	424,972円	9人	364,486円
41歳～	12人	362,662円	31人	414,779円	5人	356,433円
36歳～	1人	317,963円	10人	384,784円	7人	324,637円
31歳～	0人	0円	5人	282,248円	0人	0円
26歳以下	0人	0円	0人	0円	0人	0円
合計	69人	375,690円	89人	423,188円	39人	369,010円

※平均給与月額は平成26年4月の給与額（諸手当含む）をもとに算出しています。

### （4） その他給与に関する事項

#### ① 給料表

行政職給料表（二）を適用

## ②手当

各支給要件に応じて、地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末・勤勉手当、特殊勤務手当等を支給しています。

## ③昇給基準

1年間の勤務成績に応じ、毎年4月1日に4号給を標準として昇給します。(55歳以上にあっては、1号給)

## 2 技能労務職員の給与・定数等の基本的な考え方

給料表の見直しについては、国、他団体や民間の給与水準との均衡を踏まえつつ、特別区の任用体系や職員構成を勘案して技能系・業務系職員の給与水準の見直しを図ります。

目黒区では、平成15年以降技能系職員について退職不補充を原則としています。区の行革計画でも各種業務の委託化や非常勤職員の活用などへの取り組みを掲げています。今後も民間等に委ねることで効率化が図れる業務については、委託化や非常勤職員の活用などを進め、技能労務職員数の削減に努めます。

## 3 具体的な取組内容

### (1) 給料表の見直し内容(平成20年1月1日適用)

#### ①平均で9.0%引き下げる改定を実施

(地域手当の支給割合引上げに伴う給料表の引下げは別途実施)

#### ②給与カーブのフラット化により、最大10.8%の引下げ

#### ③平成19年12月31日現在の給料月額から、地域手当の支給割合を14.5%に改定することに伴う給料月額の引下げ分を控除した額を保障

### (2) 給料表以外の見直し内容

#### ①退職手当支給率の改正(平成20年4月1日適用)

ア 定年退職や準定年退職等について、勤続期間11年から34年までの支給率を、0.1月から2.0月までの範囲で削減

イ 経過措置として、平成20年度は、勤続期間ごとの支給率に係る削減率を2分の1として支給率を設定

#### ②退職手当支給率の改正(平成25年4月1日適用)

退職手当総額の圧縮を図るため、平成25年度から平成27年度にかけて、段階的に支給率の引下げを行っています。平成27年度以降の最高支給率については、定年退職等が49.55月、普通退職が41.25月となります。

#### ③住居手当制度の改正(平成26年4月1日適用)

住居手当の支給対象を、借家・借間に居住する職員のうち 27,000 円以上の家賃を負担する世帯主等に限定し、持ち家に居住する職員については支給対象外（ただし平成 28 年度までは経過措置による支給あり）とする改正を行いました。

また、給与に占める家賃負担割合が高い職員に配慮するという観点等から、一定年齢層の職員に加算措置を講じることとしています。

具体的な一か月あたりの支給額は、年度末年齢が 27 歳以下の場合は 27,000 円、32 歳以下の場合は 17,600 円、それ以外の職員については 8,300 円となります。

### (3) 平成 18 年度以前の見直し内容

#### ①任用制度の見直し（平成 17 年 4 月 1 日適用）

##### ア 職級構成

1 級職、技能主任、技能長及び統括技能長の 4 層制の職級構成としました。

##### イ 昇任基準・昇任選考

技能主任職等の昇任基準・昇任選考を整備しました。

#### ②給与制度の見直し

##### ア 昇給制度の見直し（平成 18 年 4 月 1 日適用）

###### (ア) 給料表の号給の 4 分割

号給を 4 分割し、勤務成績をよりきめ細かく反映できるようにしました。

###### (イ) 勤務成績に応じた昇給制度の導入

普通昇給と特別昇給を廃止し、勤務成績をさらに昇給に反映できるようにしました。

###### (ウ) 枠外昇給制度の廃止

最高号給を超えて昇給できる枠外昇給制度を廃止しました。

##### イ 勤勉手当の成績率導入（平成 18 年 4 月 1 日適用）

業績（評価）をよりの確に反映するため、成績率を導入しました。

##### ウ 清掃事業に係る給料の調整額支給の廃止（平成 18 年 4 月 1 日適用）

東京都で支給されていた清掃作業の特殊性に係る給料の調整額について、特別区では支給しないこととしました。

##### エ 勤勉比率の見直し（平成 19 年 4 月 1 日適用）

期末・勤勉手当における勤勉手当の割合を国並みに引き上げました。

##### オ 職務段階別加算割合の見直し（平成 19 年 4 月 1 日適用）

期末・勤勉手当における職務段階別加算の割合を見直しました。

##### カ 退職手当制度の構造面の見直し（平成 19 年 4 月 1 日適用）

一定職層以上の職務において、職責を担っていることを評価してポイント化して退

職手当に反映させる、退職手当における調整額制度を導入しました。  
キ 級格付制度を廃止

(4) 技能労務職員見直しの取り組み

①学校調理

平成 21 年度に全校の委託化を完了しました。

②学校用務

退職不補充を原則として非常勤職員の活用を進めています。

今後は、委託化の検討も進めます。

③学童擁護

平成 23 年度に非常勤職員化しました。

④学校警備

平成 25 年度に全校の機械警備化を完了しました。

⑤電話交換

平成 22 年度に委託化しました。

⑥保育園調理

退職不補充とし、平成 23 年度から一部委託化を開始しました。

⑦その他の技能労務職員

退職不補充を原則とし、委託化や非常勤職員化などを進めます。

4 民間委託の推進、事務・事業の見直し等

目黒区では、これまでも学校給食調理業務や土木・公園維持作業、自動車運転業務等の委託化や区立体育館への指定管理者制度導入などにより、技能労務職員の削減に努めてまいりました。

今後も、委託化や非常勤職員の活用などを進め、技能労務職員の削減に努めてまいります。